

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和8年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
千葉地方法務局	千葉市中央区蘇我町二丁目
	千葉市中央区仁戸名町
	千葉市中央区長洲一丁目、二丁目
茂原支局	長生郡一宮町一宮
柏支局	柏市若柴
	柏市篠籠田
	野田市木間ヶ瀬
匝瑳支局	旭市イ
香取支局	香取市佐原
	香取市小見川
船橋支局	船橋市前原西一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
	船橋市前原東二丁目、五丁目
市川支局	市川市大町
	市川市大野町二丁目、三丁目、四丁目